これを機にジェネリック!!

6月より

先発医薬品を希望すると

特別の料金が2倍に



ジェネリック医薬品のある先発医薬品※を
患者さんの希望で使用した場合、「特別の料金」
が加算され、この部分は自己負担となります。
この「特別の料金」は従来、先発医薬品と
ジェネリック医薬品の価格差の「4分の1相当額」
でしたが、2026年6月より**「2分の1相当額」**
となり負担が増加します。

※十分に普及していると国がみなした先発医薬品（長期収載品）

ジェネリック医薬品は

先発医薬品と有効成分が
同じで、割安なお薬です。
先発医薬品と同じように
使用いただけます。

後発医薬品のある
先発医薬品（長期収載品）
の選定療養について

厚生労働省HP

そこで

ジェネリック医薬品の使用では「特別の料金」が発生しません

この機会にぜひ ジェネリック医薬品の使用をご検討ください

裏面で気になる負担額について詳しくご紹介します

※治療上の理由や効能効果、用法用量等の違いによりジェネリック医薬品への変更ができない場合があります。

GESA0001版

特別の料金の試算例

先発医薬品が１錠 100 円、ジェネリック医薬品が
１錠 60 円で１日１錠 30 日分の場合

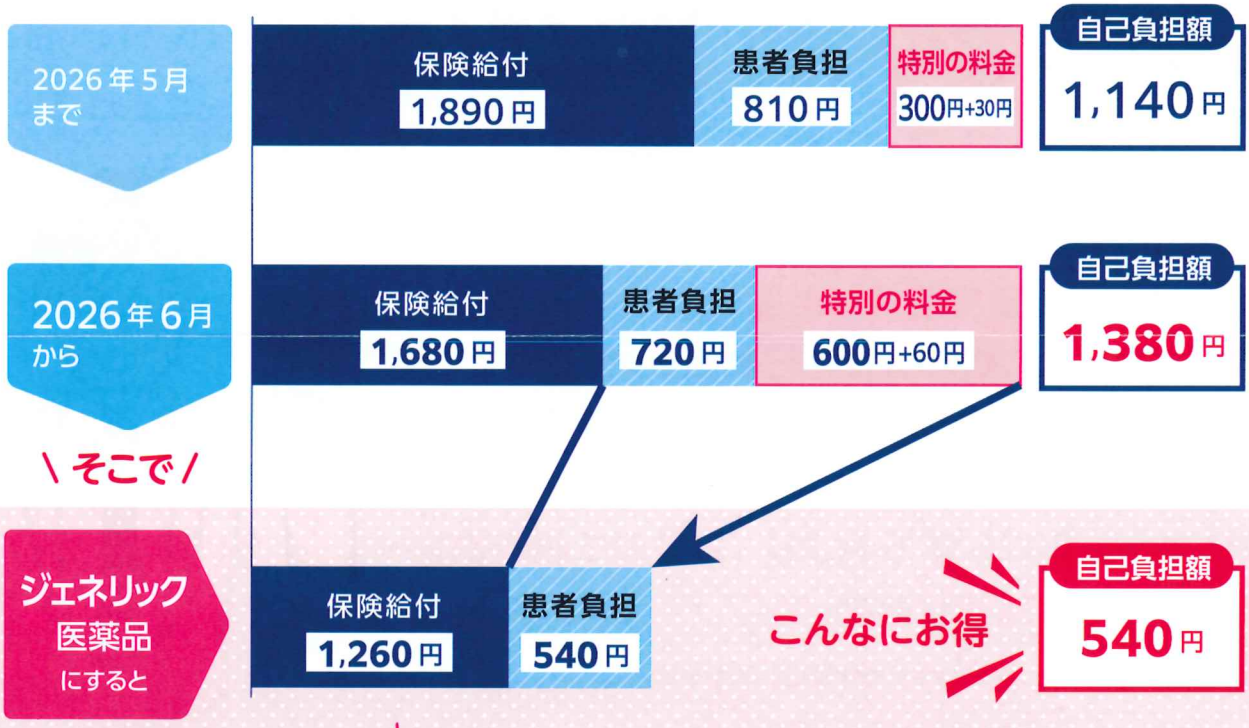



Point

ジェネリック医薬品を選択すると「特別の料金」はかかりません

特別の料金の確認方法

領収書「保険外負担」の欄で確認できます

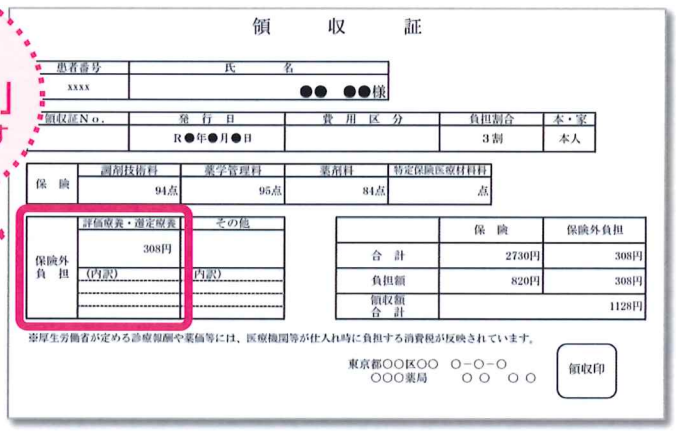

領　収　証

患者番号	氏　名
xxxx	●●　●●様

領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家
	R●年●月●日		3割	本人

保険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料
	94点	95点	84点	点

保険外負担	評価療養・選定療養	その他
	308円	
	(内訳)	(内訳)

	保険	保険外負担
合計	2730円	308円
負担額	820円	308円
領収額合計		1128円

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都○○区○○　○−○−○
○○○薬局　○○　○○

領収印

「特別の料金」は
多くの自治体の
乳幼児・子ども医療費助成の対象外
のため**自己負担**
となります



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が２分の１ちょうどにならない場合もあります。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。